

本人確認情報提供状況の開示について

住民基本台帳ネットワーク
システム推進協議会

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、即時提供方式、一括提供方式とともに、以下のような検索結果を含む新たなアクセスログを取得し、「開示用データ」を簡単に生成できるようにする機能を実装する。
 - ① 本人確認情報を提供した住民の住民票コード
 - ② 本人確認情報を提供した住民の氏名、生年月日、性別及び住所
 - ③ 提供先／検索元
 - ④ 提供年月日
 - ⑤ 利用目的
- 2 委任都道府県知事は、住民基本台帳法第30条の23第2項の規定に基づき、指定情報処理機関に対し、全国サーバの新たなアクセスログについての報告を求める。
- 3 指定情報処理機関は、全国サーバの新たなアクセスログが生成されるごとに、住民の居住地の委任都道府県知事に対し、当該ログを住民基本台帳ネットワークシステムを経由して送信する。
なお、指定情報処理機関は、当該ログを送信後ただちに消去する。
- 4 委任都道府県知事は、都道府県サーバの新たなアクセスログ及び送信された全国サーバの新たなアクセスログを必要な期間保存し、それぞれの個人情報保護条例により、住民から請求があった場合、その開示を行う。
- 5 市町村のアクセスログの強化については別途実施する。
- 6 2次稼働を目途としてシステム開発を行い、準備の整った委任都道府県から新たなアクセスログの保存を開始する。